

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成24年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	合田 照己	観音寺市大野原町花稻413番地	平成24年7月19日
”	井下 由雄	” 柞田町丙2223番地1	”

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	合田 孝志	観音寺市大野原町花稻923番地2	平成24年7月20日
”	片山 尊雅	” 柞田町丙562番地2	”